

6 観光振興施策の基本方針～「函館市観光基本計画」

「函館市観光基本計画」に基づき、各種施策を展開する。また、広く関係機関、学識経験者等の意見を反映させるため、函館市観光アドバイザー会議を設置する。

【函館市観光基本計画（2014-2023）】：平成26年（2014年）4月策定

1 基本理念

人・まち・文化の宝石箱 新・国際観光都市 函館へ

2 需要目標

令和5年度（2023年度）における観光入込客数 年間550万人

3 基本方針

基本理念を実現させるために3つの基本方針を設定し、施策を展開します。

(1) 交流・にぎわいの創出

○ 市民と観光客がともに集い、楽しむことで、様々な交流が生まれる、にぎわいのあるまち。

(2) おもてなし・満足度の向上

○ 観光客の満足度が極めて高い、おもてなしにあふれたまち。

(3) 国際化の促進

○ 海外からの観光客が安心して快適に楽しめる、世界に通じる観光のまち。

4 キーワード

基本方針から各施策へどのようにアプローチしていくべきか、そのポイントを明確に捉えられるよう、5つのキーワードを設定し、基本方針と組み合わせることで、具体的な施策へ結びつけます。

(1) 函館ブランド

○ 異国情緒あふれる街並みや歴史的建造物の保存活用、函館ならではの「食」や「歴史」の観光資源化、地域性を生かした観光メニューの創出などにより、「憧れ」と「身近さ」を兼ね備えた、市民が誇れる函館ブランドの確立を図ります。

(2) プロモーション

○ 北海道新幹線の開業を見据えた首都圏・北関東・東北や、誘客が期待できる東南アジア等の海外への誘致宣伝活動をはじめ、修学旅行、新規航空路線、クルーズ客船寄港などを対象とした誘致宣伝活動に取り組みます。

(3) ホスピタリティ

○ 観光客を迎えるホスピタリティ意識の醸成、人材の育成などにより、国内外からの観光客に感動を与えられるよう、まちを挙げてのホスピタリティの向上に努めます。

(4) もう一泊したいまち

○ 既存観光資源の見直しや新たな観光資源の創出のほか、広域連携による観光メニューの充実などにより、滞在型の観光を促進します。

(5) MICE

○ MICE を推進するため、函館アリーナをはじめ、受け入れ施設などに関する情報提供や誘致宣伝活動、各種支援サービスなどに取り組みます。

《函館市観光アドバイザー会議設置要綱》

(設置)

第1条 函館市観光基本計画（以下「計画」という。）の推進にあたり，広く関係機関，学識経験者等の意見を反映させるため，函館市観光アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は，広く観光に関連する分野に属する各種団体から推薦された者および市が指定する者，計11人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議に座長を置く。

2 会議は，座長が招集する。

3 座長は，会議の進行と調整を行う。

4 市長は，必要に応じて会議に専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第5条 市長は，施策展開等の検討に関し，必要があると認めるときは，委員以外の関係者の出席を求め，その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は，観光部観光企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は，その都度座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成17年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和2年2月25日から施行する。